

上天草市公共施設等総合管理計画

平成27年11月

上天草市

目 次

第1 公共施設等総合管理計画の概要

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

第2 公共施設等の現状と課題

- 1 人口の現状と課題
 - (1) 市の人口・世帯数の推移
 - (2) 将来人口の推計
- 2 財政の状況と課題
 - (1) 歳入・歳出の状況
- 3 公共施設の状況と課題
 - (1) 公共施設の現況
- 4 公共施設のマネジメントに関する課題
 - (1) 公共施設の将来負担コストの課題
 - (2) 公共施設の維持管理に関する課題
- 5 公共施設等の管理体制
- 6 課題の整理

第3 公共施設等に関する基本的な方針

- 1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - (1) 基本方針 I
 - (2) 基本方針 II
 - (3) 基本方針 III
 - (4) 基本方針 IV
 - (5) 基本方針 V
- 2 フォローアップの実施方針
 - (1) 計画管理の方法
 - (2) 計画見直しの検討
 - (3) 議会や市民との認識の共有化

第1 公共施設等総合管理計画の概要

1 計画策定の目的

現在、上天草市においては、平成16年3月31日の4町合併により、旧町から引き継いだ類似の公共施設及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）が多数存在しており、その各施設の老朽化対策が大きな課題となっています。また、平成26年度から合併算定替えの縮減期間に入り、普通交付税の減少に伴う厳しい財政状況の見通しの中で、予想を上回る速さで進む少子高齢化や人口減少に併せ、市民ニーズの多様化・高度化など社会情勢等の変化により公共施設等の利用需要も大きく変化している状況です。

このような状況の中で、公共施設等については、人口減少及び少子高齢化や財政規模に見合った施設保有数への見直しを行い、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、施設維持に係る通常経費の財政負担を軽減・平準化するとともに、利用者が安心して利用できる施設の提供や市民ニーズに即した行政サービスの提供が実施できるよう公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

本市に限らず、全国他自治体も同様の問題を抱えていることから、平成26年4月に、国が地方公共団体に対して平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定するよう策定の指針を示すなど、公共施設等に求められる安全性・機能性を今後も確保していくための取組みが進められています。

このため、本市における公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方や方向性を明確化し、経営的視点による総合的な方針を定め、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を策定し、機能を適切に維持しつつ、次世代に負担を残さないよう効率的かつ効果的な公共施設等の最適な配置・管理運営を図ることとします。

2 計画の位置付け

本計画は、平成25年11月の国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画として位置付けるとともに、本市において公共施設等のマネジメントを適切に実施、推進するための基本的かつ総合的な計画です。

3 計画期間

計画期間は10年とし、30年間を見通し5年を目途に見直しを行います。また、今後の財政状況や上天草市総合計画におけるアクションプランの検討状況等の環境の変化に応じて、個別の施設計画を策定し、随時計画の見直しを実施していきます。

第2 公共施設等の現状と課題

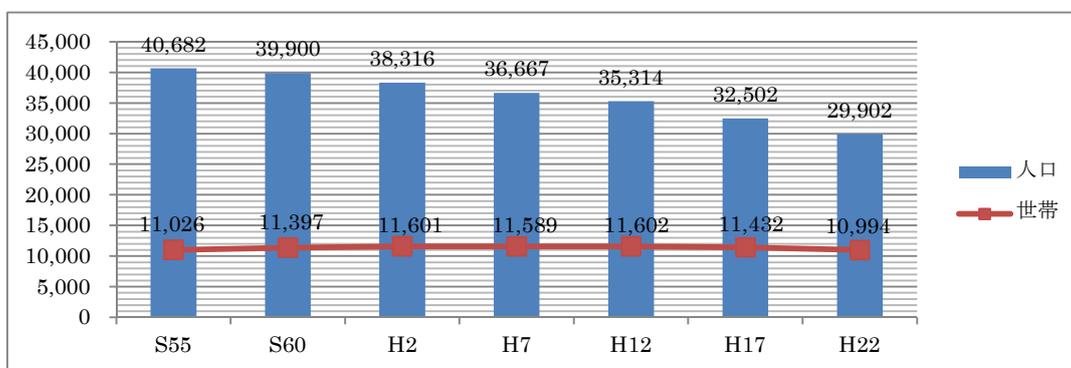
1 人口の現状と課題

本市においては、生産年齢人口の減少や少子高齢化が進み、急速な人口減少は地域コミュニティ持続への支障が懸念される状況となっています。今後、既存の公共施設利用についても、社会ニーズの変化や人口減少により需要が減少していくことが見込まれます。

(1) 市の人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成17年の国勢調査では32,502人、11,432世帯であったのに対し、平成22年では29,902人、10,994世帯と5年間で2,600人（8.0%）も減少し、減少傾向が顕著になっています。

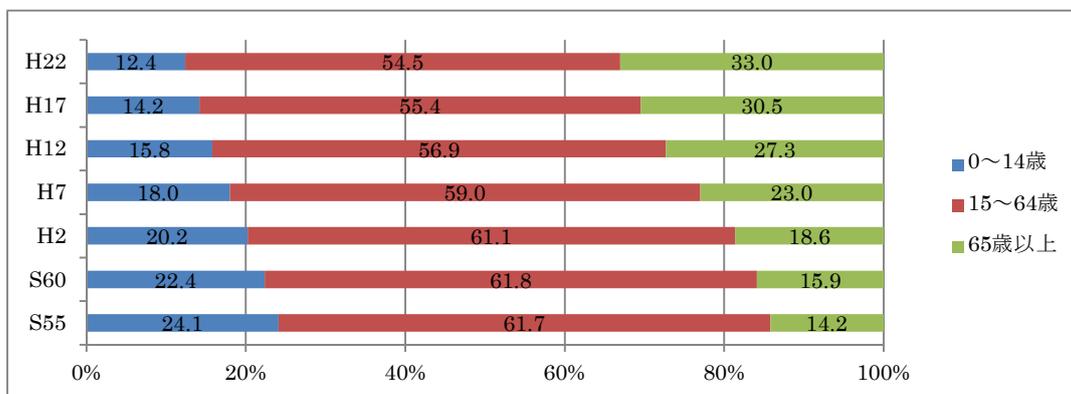
◆人口・世帯数の推移（国勢調査）



年齢階層別に人口割合（平成22年度国勢調査）をみると0～14歳の年少人口が12.4%、15～64歳の生産年齢人口が54.5%、65歳以上の老年人口が33.0%です。

昭和55年以降の推移をみると、0～14歳の年少人口の割合が低下する一方で65歳以上の老年人口の割合が上昇しており、少子高齢化が年々進んでいることが分かります。また、1世帯あたりの人数は、平成12年度の3.04人から平成22年度には、2.72人と減少し、小世帯化が進んでいます。

◆年齢区分構成比の推移（国勢調査）

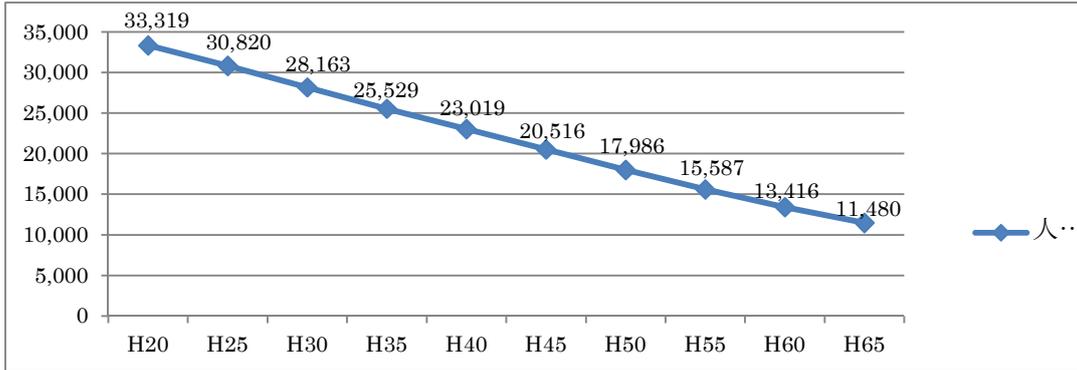


(2) 将来人口の推計

① 総人口、世帯数の推移

本市の人口は、市外への人口流出による減少傾向が顕著になっており、平成20年～25年の住民基本台帳をもとにしたコーホート変化率法による将来人口の推計では、平成65年の人口は11,480人となり、平成20年度から21,839人の減少が予測されます。

◆将来人口の推計（コーホート変化率法）



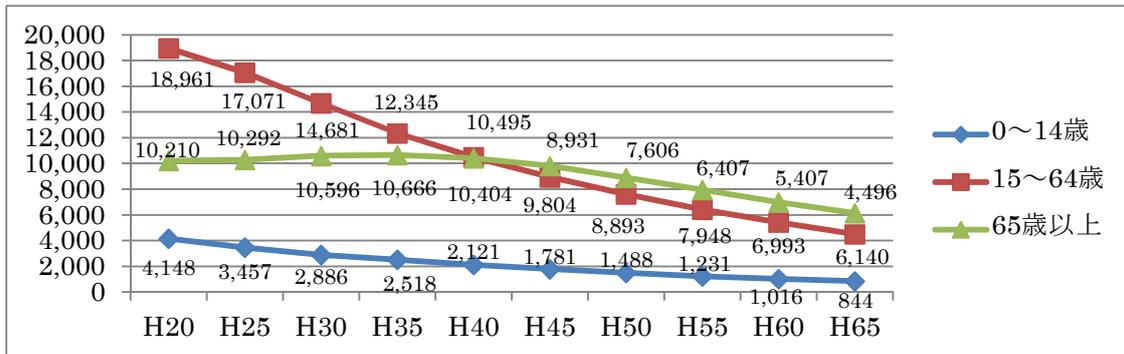
※コーホート変化率法とは、各コーホート（5年間ごとの年間に出生した人口群）の5年間の人口増減を変化率として捉え、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0～4歳の子ども人口は、15～49歳女子人口との比率により推計する方法である。

② 年代別人口の推移

年代別人口においては、15歳～65歳の生産年齢人口の減少が顕著となっており、地域の高齢化に拍車をかけています。この傾向はさらに高まり、地域活力の更なる減退を進めるだけでなく、長期的な視野に立った安定した人口構造を維持できなくなる可能性があります。

また、今後10年間で約5,000人の人口減少が予測され、長期的には15歳～64歳の生産年齢人口が65歳以上の人口を下回る人口構造となります。生産年齢人口だけでなく、地域活力の重要な担い手である高齢者人口の大幅な減少により、地域コミュニティの持続が厳しい状況になると危惧されます。

◆人口3区分から見た将来推計



2 財政の状況と課題

本市においては、三位一体の改革以降、地方交付税が大きく減少する中、職員の適正な定員管理、事務事業の点検、繰上償還による公債費負担の適正化等の行財政改革を進めることで財政運営の健全化を進めてきました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化に伴い、今後、社会保障等の義務的経費の増大は更に進み、普通建設事業等の投資的経費の確保は困難な状況となることが想定されることから、社会の環境変化に対応した柔軟な市政運営が必要となってきました。

歳出については、歳入の減少に伴い公共建築物やインフラ施設の整備に係る投資的経費は減少傾向にあるものの、老朽化した施設の維持管理費は今後増加傾向にあり、施設の規模や数を見直し、また、長寿命化等に取り組むことにより維持管理コストの縮減や平準化を図り、適切な施設運営を計画的に実施することで、歳出の減少を図る必要性が生じています。

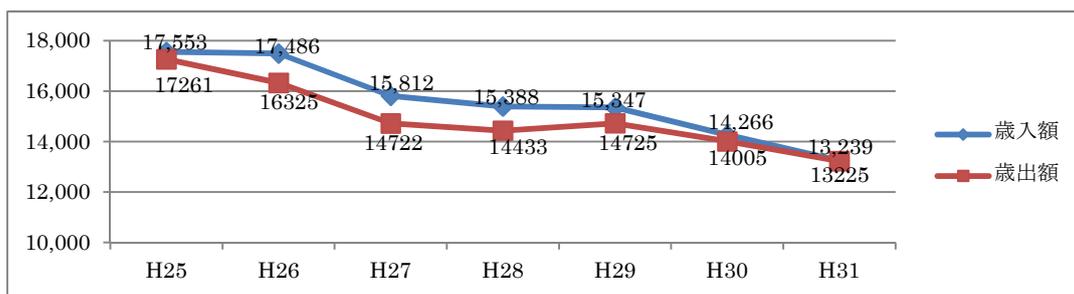
本市では、このような厳しい財政状況を踏まえ、第3次財政計画に基づく普通建設事業計画を策定しています。毎年度の普通建設事業費を10億円と設定し、将来負担を見据え「選択と集中」により、特に効果の高い事業のみを計上することとしています。

今後、公共施設等の老朽化に伴い、ますます維持管理費が増加することが想定されることから、新規の公共投資を真に必要なものに限定し、公共施設等について廃止や集約化を含めた見直しを行うとともに、改修による長寿命化の実施を適切に行っていくことが求められます。

(1) 歳入・歳出の状況

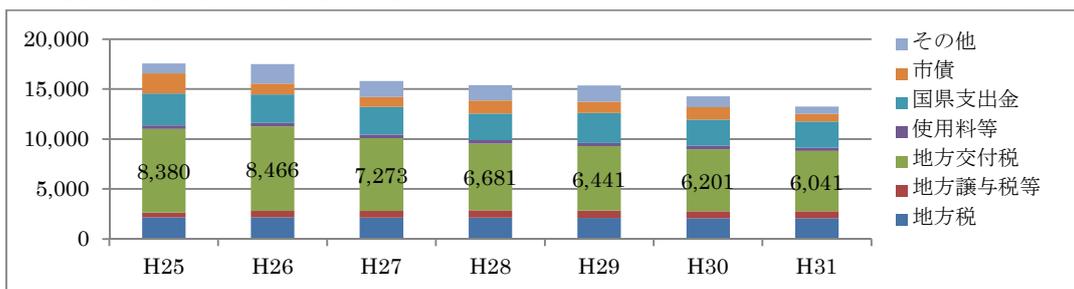
◆歳入・歳出の推移（第3次財政計画）

単位：百万円



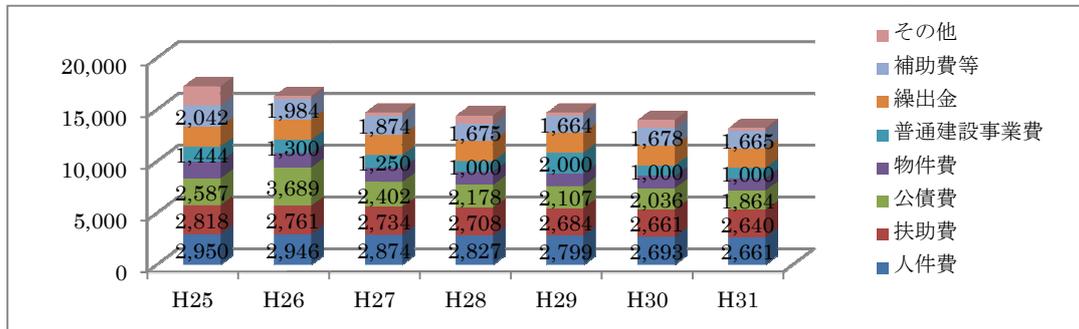
◆歳入額の推移（第3次財政計画）

単位：百万円



◆歳出額の推移（第3次財政計画）

単位：百万円



3 公共施設の状況と課題

計画策定にあたり、本市が所有する公共施設等を下記の13施設に分類し、現状を把握しました。公共施設等のうち、建築物が626施設（公営企業所管の施設を含む）で、延べ床面積は193,327㎡となっています。

このように、旧町から引き継いだ施設数は膨大な量となっており、計画的かつ効率的な施設配置や整備及び維持管理計画の必要性は急務となっています。

(1) 公共施設の現況

① 公共施設（建築物）の現況と課題

公共施設（建築物）のうち、学校教育施設が210棟、延べ床面積71,091㎡で全体の36.8%を占めており、次に行政系施設が30棟、延べ床面積19,266㎡で10.0%、スポーツレクリエーション施設が26棟、延べ床面積18,539㎡、9.6%の割合となっています。

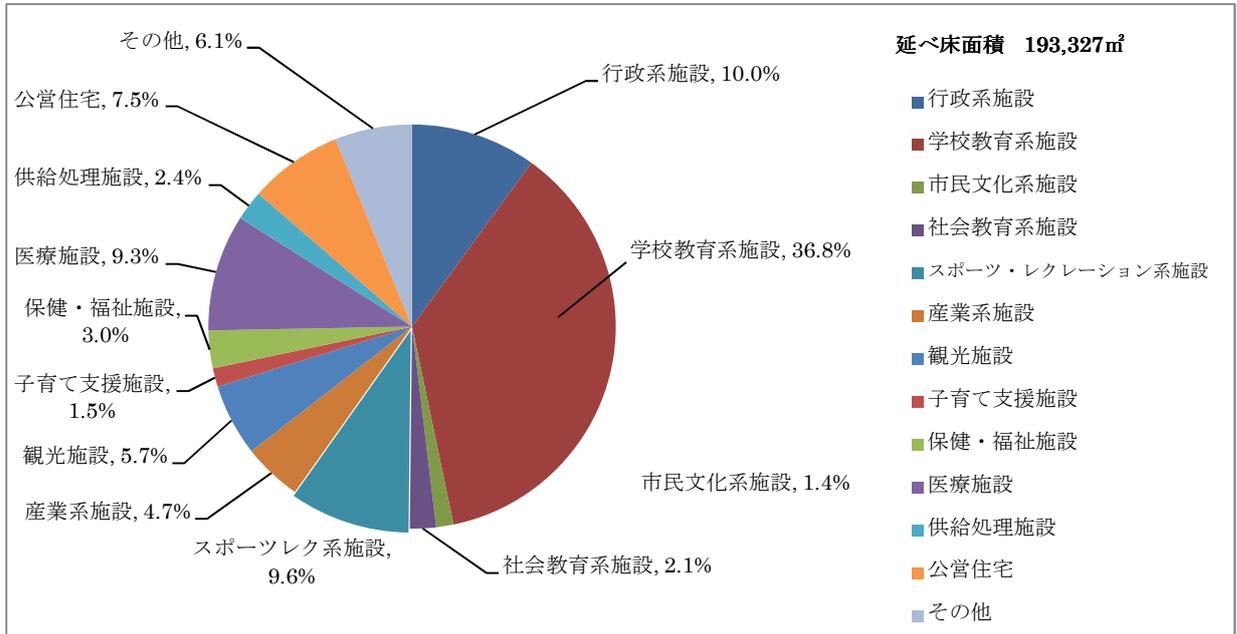
また、施設の老朽化や需要の低下等により行政財産の用途が廃止された施設が、その他52棟、延べ床面積9,819㎡となっており、今後も増加傾向にあると考えられます。

なお、対象施設の多くは、建築後40年以上を経過した施設が延べ床面積ベースで全体の17.0%、30年以上経過した施設が全体の26.9%となっており、施設全体で耐用を過ぎた施設が265棟、延べ床面積38,333㎡で全体の19.8%を占めている状況です。

これを構造別に見ると、鉄筋コンクリート造が162棟、延べ床面積121,138㎡で、耐用年数を過ぎた建築物の割合が6.8%、鉄骨造が131棟、延べ床面積38,798㎡で、耐用年数を過ぎた建築物の割合が26.7%、軽量鉄骨造が7棟、延べ床面積244㎡で、耐用を過ぎた建築物の割合が14.3%、コンクリートブロック造が68棟、延べ床面積10,433㎡で、耐用を過ぎた建築物の割合が73.5%、木造が258棟、延べ床面積22,714㎡で、耐用年数を過ぎた建築物の割合が65.1%となっており、施設の更新時期がきた建築物への対応が急がれます。

また、全体の40.3%が旧耐震基準で建築された建築物であり、今後、老朽化した大量の施設が更新時期を迎えている状況で、利用者の減少や老朽化により、供給廃止となった施設が多数存在し、費用の問題等により処分ができない施設も存在しています。

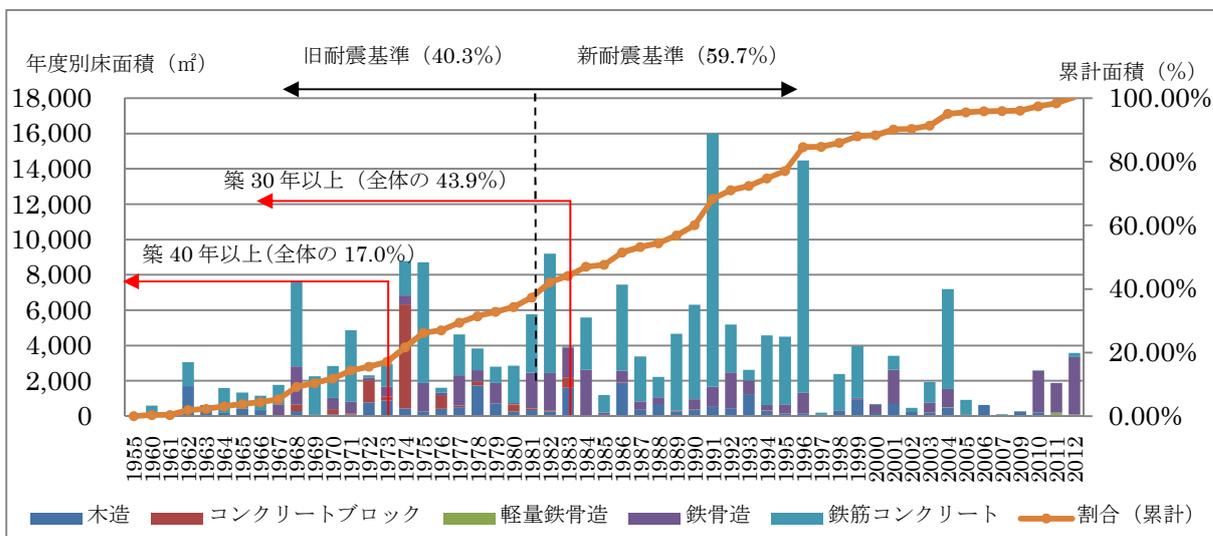
◆公共施設の内訳（建築物）



◆公共施設（建築物）の保有状況

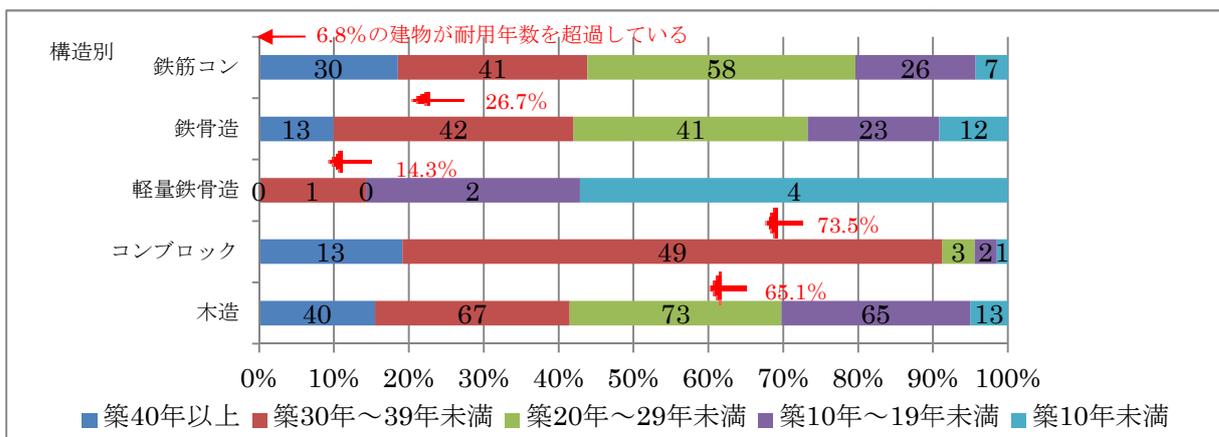
| 分類 | 施設数（棟） | 延べ床面積（㎡） | 割合 |
|-----------------|--------|-----------|--------|
| 行政系施設 | 30 | 19,266.1 | 10.0% |
| 学校教育系施設 | 210 | 71,091.1 | 36.8% |
| 市民文化系施設 | 6 | 2,668.3 | 1.4% |
| 社会教育系施設 | 32 | 3,971.6 | 2.1% |
| スポーツ・レクレーション系施設 | 26 | 18,539.3 | 9.6% |
| 産業系施設 | 39 | 9,062.6 | 4.7% |
| 観光施設 | 98 | 11,102.5 | 5.7% |
| 子育て支援施設 | 6 | 2,881.7 | 1.5% |
| 保健・福祉施設 | 7 | 5,810.4 | 3.0% |
| 医療施設 | 22 | 18,055.0 | 9.3% |
| 供給処理施設 | 24 | 4,613.6 | 2.4% |
| 公営住宅 | 62 | 14,423.4 | 7.5% |
| その他 | 64 | 11,841.2 | 6.1% |
| 合計 | 626 | 193,326.7 | 100.0% |

◆公共施設（建築物）の建設年度（1955～2013）



※新耐震基準（1982年以降）

◆建設年度別施設設置数（構造別）



※国税庁建物耐用年数表による耐用年数は、鉄筋コン 47年・鉄骨造 34年・軽量鉄骨 19年・コンブロック 38年・木造 22年とする。

◆構造別の建築物の状況

| 構造の別 | 施設数（棟） | 延べ床面積（㎡） | 耐用を過ぎた割合（棟数） |
|-------------|--------|-----------|--------------|
| 鉄筋コンクリート造 | 162 | 121,138.0 | 6.8% |
| 鉄骨造 | 131 | 38,798.1 | 26.7% |
| 軽量鉄骨造 | 7 | 244.2 | 14.3% |
| コンクリートブロック造 | 68 | 10,432.6 | 73.5% |
| 木造 | 258 | 22,713.8 | 65.1% |
| 合計 | 626 | 193,326.7 | 42.3% |

② インフラ施設の現況と課題

インフラ施設は、道路関係が606,344m、橋梁施設が3,878km、港湾及び漁港施設が88,200m、上水道が304,650m、下水道が45,465mとなっています。

海岸線に囲まれ、市の面積に対する人口割合の低い本市は、インフラ施設の延長が膨大であり、人口に対する整備及び維持管理コストの割合が大きく、財政負担にも影響を与えています。

◆インフラ施設の保有状況（平成25年度末）

| 分類 | 区分 | 施設延長 (m) |
|---------|------|-----------|
| 普通会計 | | |
| 道路施設 | 市道 | 470,700 |
| | 農道 | 115,049 |
| | 林道 | 20,595 |
| 計 | | 606,344 |
| 橋梁 | 市道 | 2,553 |
| | 農道 | 1,325 |
| 計 | | 3,878 |
| 漁港・港湾施設 | 港湾施設 | 45,448 |
| | 漁港施設 | 42,752 |
| 計 | | 88,200 |
| 合計 | | 698,423 |
| 公営事業会計 | | |
| 上水道施設 | 上水道 | 304,650 |
| 下水道施設 | 下水道 | 45,465 |
| 合計 | | 350,115 |
| 総計 | | 1,048,538 |

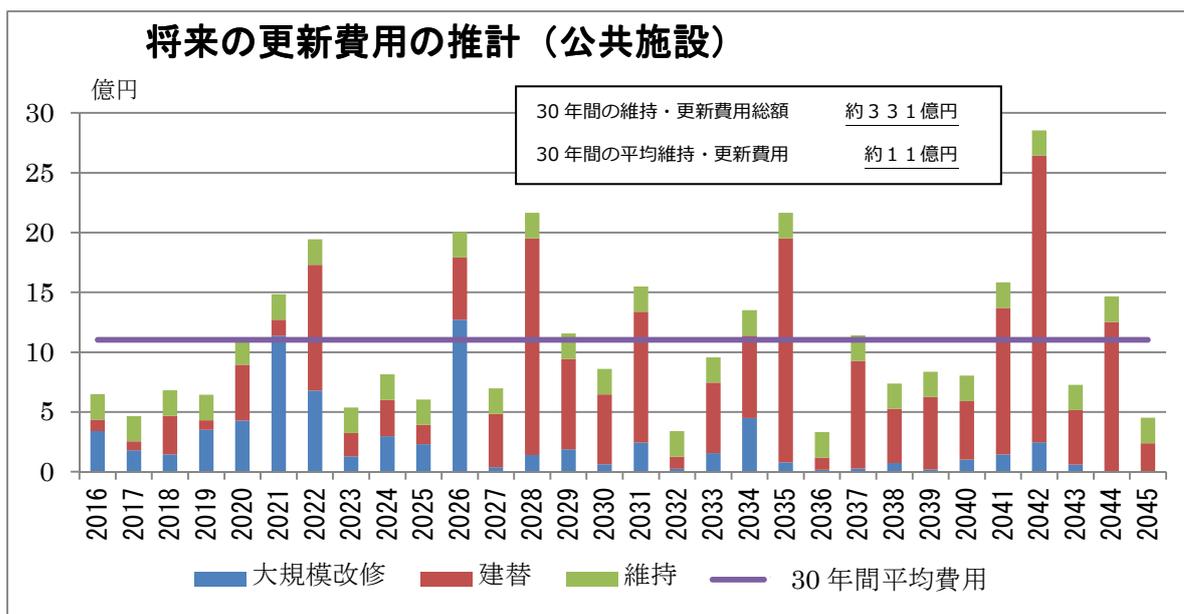
4 公共施設のマネジメントに関する課題

(1) 公共施設の将来負担コストの課題

① 公共施設（建築物）の将来負担コストの課題

公共施設（建築物）について、現有施設を今後 30 年間このまま維持・保有し、大規模改修や耐用年数経過後に更新を行うと仮定した場合、約 331 億円、年平均にすると約 11 億円必要になります。

◆公共施設（建築物）の更新費用の推計(2016～2045)



●推計の手法

- 1 現在の建築物を下表の更新の考え方により、同規模で更新した場合として推計
- 2 更新費用は既存実績を、大規模改修は既存実績の30%を基本に設定
- 3 建築物の維持管理費用は既存実績に年0.5%を乗じ、将来コストを推計
- 4 これまでの投資決算額の5年平均値と更新費用の推計結果を比較

| 構造 | 耐用年数 | 更新の考え方 | 適用 |
|-------|------|---------------------|-----------------------------------|
| 木造 | 22 | 築20年で大規模改修・築40年で建替え | 旧耐震基準の建築物は対応年数経過後に同規模で更新した場合として推計 |
| ブロック | 38 | 耐用年数経過後に建替え | |
| 軽量鉄骨造 | 19 | 耐用年数経過後に建替え | |
| 鉄骨造 | 34 | 築30年で大規模改修・築60年で建替え | |
| 鉄筋コン | 47 | 築30年で大規模改修・築60年で建替え | |

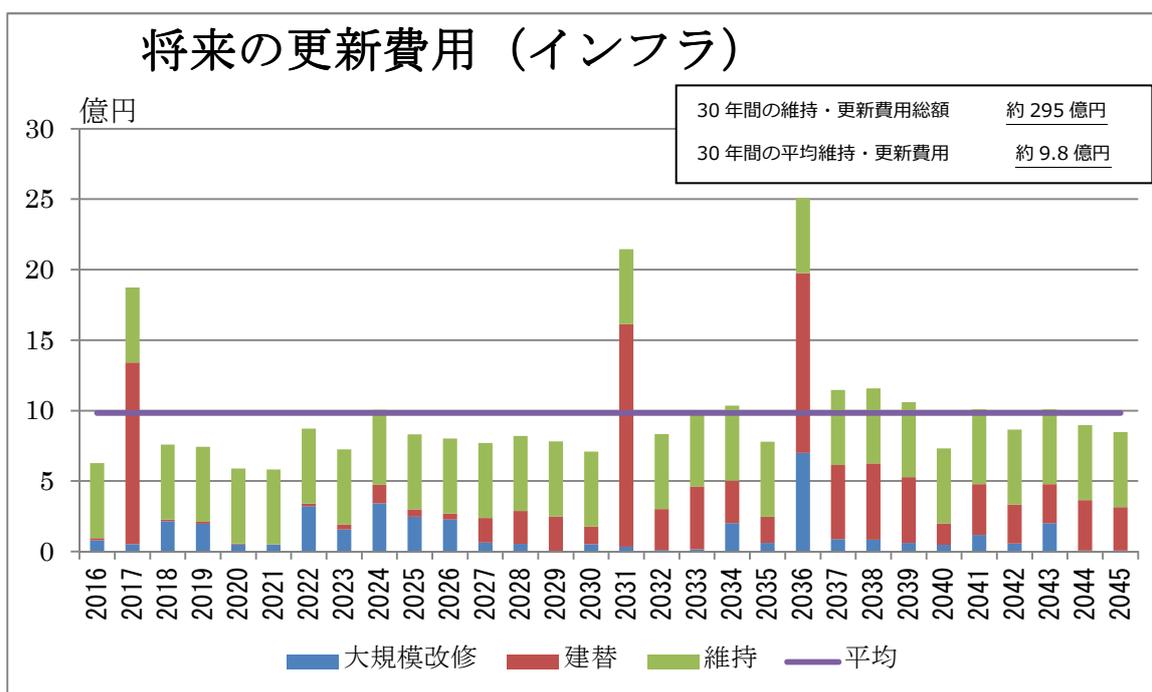
※大規模改修は現在までの実績

※維持管理費用の算定は過去5箇年の平均実績（建物共済・浄化槽・光熱水費等）

② インフラ施設の将来負担コストの課題

インフラ施設について、現有施設を今後30年間このまま維持・保有し、耐用経過後に更新を行うと過程した場合、普通会計施設（道路・橋梁・港湾・漁港）は約199億円、年平均にすると約6.6億円、公営事業会計は約96億円、年平均にすると約3.2億円が必要になります。

◆インフラ施設の更新費用の推計(2016～2045)



◆更新費用の累計

| 項目 | 更新費用 | | |
|------------|--------|--------|-------|
| | 30年累計 | 単年平均B | |
| 公共施設 | 331億円 | 11.0億円 | |
| 普通会計 | 道路 | 91億円 | 3.0億円 |
| | 橋梁 | 26億円 | 0.9億円 |
| | 漁港・港湾・ | 82億円 | 2.7億円 |
| 公営事業 会計 | 上水道 | 71億円 | 2.4億円 |
| | 下水道 | 25億円 | 0.8億円 |
| 合計 | 626億円 | 20.8億円 | |

●推計の手法

- 1 現在のインフラ施設を表の更新の考え方により、同規模で更新した場合として推計
- 3 更新費用は既存実績を基本に設定
- 4 道路施設の維持管理費用は既存実績に年 0.5%を乗じ、将来コストを推計
- 5 これまでの投資決算額の 5 年平均値と更新費用の推計結果を比較

| 構造 | 耐用年数 | 更新の考え方 | 適用 |
|-------|------|----------------|---------------|
| 道路 | 40 | 耐用年数経過後に同規模で更新 | (15年で舗装部分の更新) |
| 橋梁 | 60 | 耐用年数経過後に同規模で更新 | |
| 漁港・港湾 | 40 | 耐用年数経過後に同規模で更新 | |
| 上水道 | 40 | 耐用年数経過後に同規模で更新 | 管の敷設替えに係る費用 |
| 下水道 | 50 | 耐用年数経過後に同規模で更新 | |

※維持管理費用の算定は過去 5 箇年の平均実績

(2) 公共施設の維持管理に関する課題

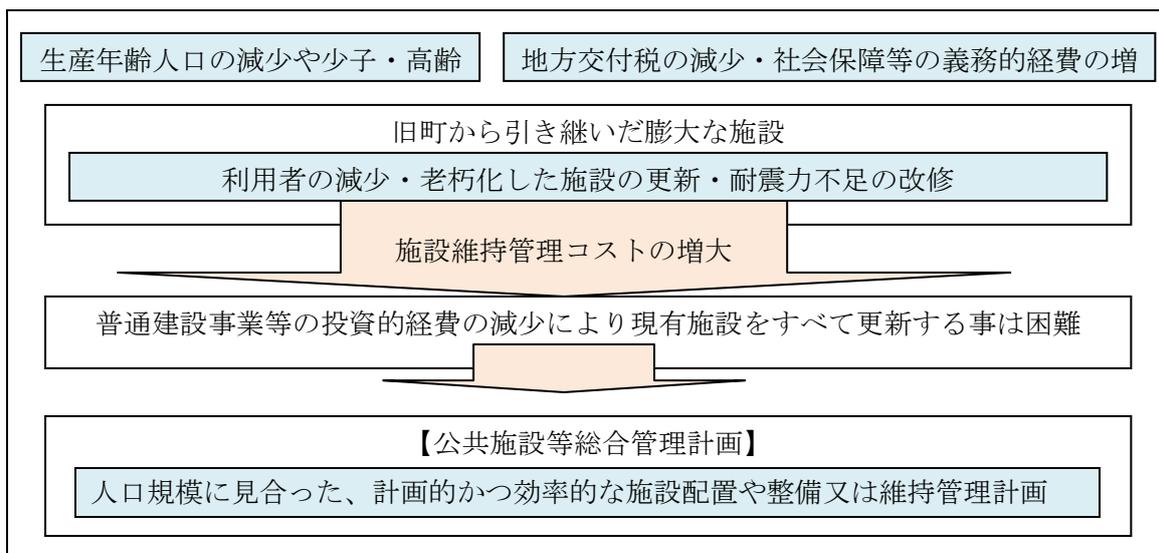
本市の人口は、市外への人口流出により減少傾向が顕著になっており、平成 17 年には 32,502 人であった人口は、平成 22 年では 29,902 人と 5 年間で 2,600 人も減少し、生産年齢人口の減少や少子高齢化などの問題を抱えており、財政面においては、地方交付税の減少や社会保障等の義務的経費の増大により、普通建設事業等の投資的経費の確保がさらに困難な状況となることが想定されます。

本市が所有する公共施設は、建築物が延床面積約 193,327 m²、626 施設、インフラ施設が普通会計で 698,423m、公営事業会計で 350,115m です。

これら既存の公共施設を今後 30 年間、維持し続けた場合の将来負担コストは約 626 億円、年平均で約 20.8 億円が必要となります。一方で、上天草市第 3 次財政計画等においては、公共建築物・インフラ等に関し、今後の普通建設事業費を年 10 億円としており、更新に必要な年平均額の 48%となり、公共施設についても、人口規模に見合った計画的かつ効率的な施設配置や整備又は維持管理計画の必要性は急務となっています。

更に、建築物については耐用年数を過ぎた施設が 265 棟、延べ床面積 38,333 m²で全体の 19.8%を占めている状況で、今後、老朽化した多数の施設が更新時期を迎えていることとなります。また、全体の 40.3%が旧耐震基準で建築された建築物であり、耐震性を有さない建築物も存在しており、これらの耐震化が必要となっています。その他、利用者の減少や老朽化により、供給廃止となった施設が多数存在し、処分費用の問題から放置されている施設が存在し、倒壊等による人的被害が発生しないようにするための対策が必要となっています。

インフラ施設については、生活を支える重要な施設であることから、廃止することは困難ですが、効率化等による安定的な維持管理を行っていくためには、更新時期の分散化や管理手法の見直しなどを行う必要があります。



5 公共施設等の管理体制

現在、本市においては、これらの公共施設等の統一的な管理運営に関する基準がなく、行政財産として部局ごとに管理しており、管理に関する情報が全庁的に共有されていないことから、旧町から引き継いだ施設は、必ずしも効率的な施設配置となっていない状況です。

今後、公共施設等の適切な管理運営を行うためには、基本的な基準を策定し、全庁的な公共施設の管理体制の確立を図り、維持管理の効率化や計画的な保全等を総合的にマネジメントする必要があります。

6 課題の整理

今後の人口の推移、財政の状況等を踏まえ、公共施設等に関する今後の課題を項目ごとに整理した結果は次のとおりです。

| 項目 | 課題 |
|---------------|--|
| 人口 | ・社会ニーズの変化や人口減少により公共施設の需要が減少 |
| 財政 | ・義務的経費の増大により、普通建設事業等の投資的経費の確保が困難 ・維持管理コストの縮減や平準化の必要性 |
| 公共施設 (建築物) | ・老朽化した大量の施設の更新 ・非効率な施設配置（適正規模の施設配置） ・旧耐震基準を満たさない建築物の改修 ・供給廃止となり、放置されている施設 |
| インフラ施設 | ・人口に対する整備及び維持管理コストの割合が大 |
| 管理体制 | ・統一的な基準の必要性 ・全庁的な公共施設の管理体制の確立 |

第3 公共施設等に関する基本的な方針

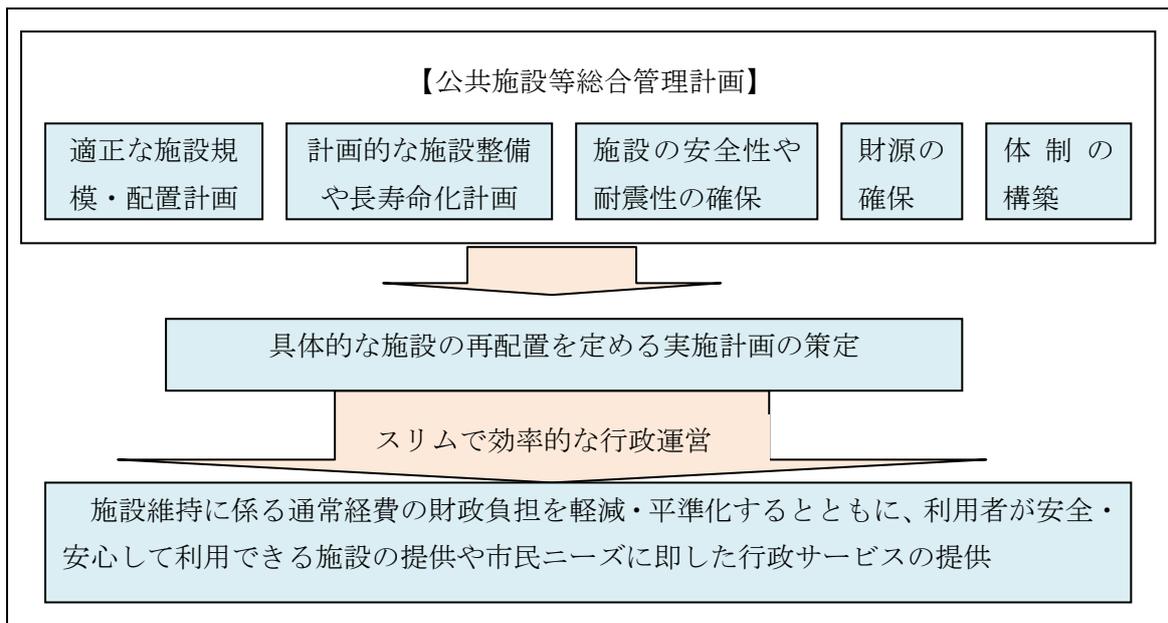
前述した人口の推移、財政の状況及び公共施設等の状況と課題を踏まえ、少子高齢化に備えた安全・安心なまちづくりを念頭に本市における公共施設等の在り方を中長期的視点から、総合的かつ計画的な管理を推進する必要があるため、公共施設等総合管理計画の基本方針を定めます。

公共施設等総合管理計画の基本方針

- I スリムで効率的な行政運営を行うため、適正な施設規模及び配置の見直しや合理化に取り組むこと。
- II 計画的な施設整備や長寿命化を図ることにより、維持管理コストの縮減や平準化に取り組むこと。
- III 施設利用の安全・安心な利用を確保するため、施設の安全性や耐震性を確保すること。
- IV 将来を見据えた財政計画のもと、必要な財源を確保すること。
- V 管理に関する情報及び体制を構築し、市民とともに本計画を管理、推進すること。

1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

財政の健全化による自立した行政経営を行うため、財政規模に見合った適切な公共施設等の効率的かつ効果的な運営を推進する計画とし、健全な行財政運営を持続していくため、中長期的な視点に立ち、施設の選択・集中による効果的に、限られた投資的財源を有効に活用した実効性のある維持管理を目指します。



基本方針 I

スリムで効率的な行政運営を行うため、適正な施設規模及び配置の見直しや合理化に取り組むこと。

① 公共施設（建築物）

ア 財政規模に見合った公共施設の管理運営や財政負担の軽減及び平準化を図ります。

イ 施設需要の観点から施設の利用状況や維持管理状況を整理し、見直しや合理化について検討を行います。

ウ 施設の更新においては、学校施設の割合が多い中、各部局間による調整協議を行い、統合、廃止、規模の縮小、機能の複合化を基本としスリム化に取り組みます。

エ 新たな施設整備は、十分な協議を行い、真に必要な施設のみを整備します。

オ 各施設等の配置については、地域間の均衡に配慮した配置を行います。

カ 施設の統合、廃止、規模の縮小等の検討にあたっては、地域における適切な規模を考慮しながら、時代に則したまちづくりを行います。

キ 近隣自治体との相互利用や共同運用を図り、自治体の強化や効率化を図ります。

ク 計画実行にあっては、職員全体が問題意識を共有しながら取り組む必要があることから、職員の意識改革のための庁外研修会への積極的な参加を推進します。

② インフラ施設

ア インフラ施設については生活を支える重要な施設のため、現状維持を基本としながら、安定的な維持管理を行います。

イ 施設整備及び維持管理については更新時期の分散化や管理手法の見直しなどを行います。

基本方針 II

計画的な各施設毎の整備や長寿命化を図ることにより、維持管理コストの縮減や平準化に取り組むこと。

① 公共施設（建築物）

ア 各施設の点検・診断等を定期的実施し、計画的な維持管理のための方策を検討します。

イ 施設の有効活用及び財政負担を軽減するため、維持管理費や施設改修費、建替費等を含むライフサイクルコストを考慮した施設の長寿命化を推進します。

ウ 施設整備や改修計画については、緊急性や重要性を踏まえた計画とし、実施時期を調整するなど、財政負担の平準化を図ります。

エ 施設需要の減少により、不要となった施設については、民間への移譲や施設の所管替え等多角的な見地から活用策を検討し、有効かつ効果的な施設利用を検討します。

② インフラ施設

ア 各施設の点検・診断等を定期的実施し、計画的な維持管理のための方策を検討し

ます。

イ 各個別施設の長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づき施設長寿命化を実施します。

ウ 施設整備や改修計画については、緊急性や重要性を踏まえた計画とし、実施時期を調整するなど、財政負担の平準化を図ります。

基本方針 III

施設利用の安全・安心な利用を確保するため、施設の安全性や耐震性を確保すること。

① 公共施設（建築物）

ア 市民の安心・安全な施設利用を確保するため、ユニバーサルデザインの充実を図るとともに適切な維持管理及び利用促進のための施設改修を行います。

イ 老朽化した施設による事故等の発生を抑止するため、老朽化への対策工事を実施、適切な維持管理を行います。

ウ 学校教育施設、保健・福祉施設、不特定の人が利用する施設及び災害時に拠点となる避難所等の公共建築物については、耐震化方策を検討し施設の耐震化や耐震性のある施設への更新を行います。

エ 各施設の点検・診断等の結果により高度の危険性が認められた場合には、速やかに利用者の安全性の確保及び対策工事を行います。

オ 供給廃止となり利用見込みのなくなった施設については早期に解体処分し、処分までの期間については進入禁止措置等の安全対策を行います。

② インフラ施設

ア 市民の安心・安全な施設利用を確保するため、適切な維持管理及び利用促進のための施設改修を行います。

イ 老朽化した施設による事故等の発生を抑止するため、老朽化への対策工事を実施、適切な維持管理を行います。

ウ 各施設の点検・診断等の結果により耐力が不足した施設は、耐震化方策を検討し、施設の耐震化や耐震性のある施設への更新を行います。特に、ライフラインの確保に関する施設（道路・橋梁等）については、重点的に耐震化を実施します。

エ 高度の危険性が認められた場合には、応急措置により安全性を確保した上で、速やかに利用者の安全確保のための対策工事を行います。

基本方針 IV

将来を見据えた財政計画のもと、必要な財源を確保すること。

① 基金の積み立て

財政負担の平準化及び将来に渡る公共施設の安定的な更新を図るために、上天草市公共施設整備基金条例等を制定し、市の公共施設等の整備に要する経費の財源確保に努めます。

② 国・県の補助制度等の活用

公共施設の管理等において、国・県の補助制度等を活用し、本市の財政負担を軽減します。

③ 民間事業者との連携

公共施設の整備や運営等において、PPP/PFI など、様々な資金やノウハウを持つ民間事業者の活力を活用し、施設整備、更新、維持管理及び運営をより効果的かつ効率的に行います。

④ 施設使用料の適正化

管理費の財源を確保していくため、施設使用料の適正化について検討します。

⑤ 利活用が見込めない公有施設については、積極的に処分・売却を行います。

基本方針 V

管理に関する情報及び体制を構築し、市民とともに本計画を管理、推進すること。

① 管理に関する情報の構築

管理に関する情報を総合的に管理し、施設の点検・診断等の結果、維持管理、更新等の履歴のデータベース化を図り、施設更新や維持管理のための基礎資料の集約を進めます。

② 管理に関する体制の構築

公共施設等の管理を総合的に実施していくための庁内の横断的な体制を整備します。

③ 市民とともに本計画を管理、推進

計画においては、説明会や地域懇談会を行い、住民の理解や意向を踏まえた計画を行います。また、市民及び行政が協働により、それぞれの役割を担いながら、まちづくりを進めていきます。

2 フォローアップの実施方針

本計画を適切に管理推進していくためには、計画に関するフォローアップをいかに実施していくかが重要となることから、その方針を以下のとおり定めます。

(1) 計画管理の方法

本計画を推進するため、事務局を監理課とし、公共施設の維持管理に関する全庁的な情報管理、共有を図りながら、具体的な施設の再配置を定める実施計画を策定し、定期的な計画の進捗管理を行っていきます。

(2) 計画見直しの検討

施設の点検・診断結果等を踏まえた維持管理・更新等を推進するため、トータルコストの低減、年度間の管理費平準化の視点で、普通建設事業計画における優先度評価を検討す

るとともに、計画の見直しを行います。

(3) 議会や市民との認識の共有化

計画の進捗状況については、議会や市民に対して随時情報提供を行い、市全体での認識の共有化を図ります。